

開発 0110 第 2 号  
令和 6 年 1 月 10 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省人材開発統括官  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年能登半島地震の影響により就職活動等に支障が生じた学生等に対する緊急支援について

今般の令和 6 年能登半島地震（以下「地震」という。）により貴い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害をもたらされたところであり、厚生労働省においても、必要な対策を緊急に講じることとしている。

地震が就職活動中又は採用内定を獲得した学生・生徒等（卒業後 3 年以内の者を含む。以下「学生等」という。）に与える影響に鑑み、こうした学生等への支援に万全を期すため、下記のとおり「学生等震災特別相談窓口（以下「特別窓口」という。）」の設置等による支援を行うこととしたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 特別窓口の設置による支援

#### (1) 特別窓口の設置場所

金沢新卒応援ハローワークに設置することとする。これ以外の新卒応援ハローワーク又は公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記（2）の支援対象者が来所した場合は、下記（3）に準じた支援を行うこと。

#### (2) 特別窓口の支援対象者

特別窓口の支援対象者は、原則として次のとおりとする。

- ① 就職内定先が地震により被災し、就職内定の取消し又は入

職時期の繰下げの対象となった学生等

- ② 本人又は就職希望の地域が地震により被災し、就職活動に影響を受けている学生等（以下、①及び②の学生等を「支援学生等」という。）
- ③ 地震の影響により広報・採用選考活動に支障が生じた、又は生じるおそれがある事業主等（以下「支援事業主等」という。）
- ④ 支援学生等が在籍する学校等（新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領第1の2(1)イに定義する学校等をいう。以下同じ。）の進路指導を担当する教職員（以下「進路指導担当者等」という。）

(3) 特別窓口における支援内容

特別窓口における支援内容は主に次のとおりとする。

- ① 支援学生等に対する就職支援ナビゲーター等による就職までの一貫した支援
- ② 支援学生等の個別事情を踏まえた事業主への働きかけや求人確保など、支援学生等の早期就職に向けた支援
- ③ 支援事業主等に対する広報・採用選考活動実施のために必要な相談支援
- ④ 進路指導担当者等が学生等に対する進路指導を的確に行うために必要な相談支援

(4) 特別窓口の設置日

特別窓口の設置日は令和6年1月11日とする。

2 学校等との連携強化

地震のため事業活動の縮小を余儀なくされたこと等により、採用予定であった学生等について、内定取消し又は入職時期の繰下げを行わざるを得ない事案が生じることも想定される。

支援学生等に対しては、早期に事案を把握し、迅速な就職支援につなぐことが重要であることから、管内の学校等との連携を強化すること。